

【2023 年第 17 号】

オンショア持分処分利益における 課税確実性向上スキーム

2023 年 11 月 23 日

區 雅晴 CARRIE AU

香港法人営業部
アドバイザー室

T +852-2823-6091

E CARRIE_NC_AU@HK.MUFG.JP

株式会社 三菱 UFJ 銀行
MUFG Bank, Ltd.
(Incorporated in Japan with limited liability)
A member of MUFG, a global financial group

香港政府は、2023-24 年度の香港財政予算案にてオンショアでの持分処分利益が課税対象となるか否かについて、より明確なガイダンスを提供するための施策を公布した。本年 3 月のパブリックコメント募集を経てオンショアでの持分処分利益における課税確実性向上スキーム¹を設けるため、11 月 1 日に「適格持分保有者の処分益に関する条例²」の税務草案を立法会に提出した。この改正は持分処分における課税確実性を高めることにより、組織再編等の持分取引を促進し、香港のビジネスハブとしての魅力を高めることが目的である。本稿では、提案されている税制条例改正法案について解説する。

1. 背景

香港では持分処分利益は原則として非課税という簡素な税制が採用されている。実際、発生する持分処分利益は無条件に非課税となるのではなく、「トレードバッジ分析³テスト」に基づいて資本性のある持分処分利益であると判断された場合、非課税対象となる。ただしトレードバッジ分析には当局の判断が必要とされるため、企業にとっては取引実施に対する社内検討や意思決定などの初期段階では課税に対する不確実性が伴うことになる。これに対し香港政府は、税務コストの透明性レベルを引き上げるため、客観的な基準を備えるセーフハーバールールに相当する課税確実性向上スキームの導入を決定した。本スキームの導入により、要件を満たすオンショア持分取引から生じる利益は必然的に非課税所得とみなされ、トレードバッジ分析テストを受ける必要がなくなる。要件を満たさない関連所得はスキーム導入後も引き続きトレードバッジ分析テストが適用される。すなわち、今回の課税確実性向上スキームは要件を満たさない場合に課税所得となるものではなく、納税者に対するオンショアでの持分処分利益を非課税とするための新たな選択肢を提示するものである。

¹ Tax Certainty Enhancement Scheme

² Inland Revenue (Amendment) (Disposal Gain by Holder of Qualifying Equity Interests) Bill 2023

³ トレードバッジ分析 (Badges of trade analysis) とは類似取引の頻度、持分保有期間・割合、持分売買の理由等の事実関係を考慮した上取引の性質を「資本」または「収益」かを判断を行う。「資本」性質である取引と判断された場合、法人税の対象外となる。一方、「収益」性質である取引と判断された場合、法人税の対象となる。

2. 本法案の改正内容

以下は 2023 年 10 月官報に掲載された法案内容および香港税務局ウェブサイト⁴の内容を抜粋したものである。

| 概要（抜粋） | | |
|------------------------|--|--|
| 対象所得 | <ul style="list-style-type: none"> 香港域内で生じる持分処分利益（オンショア持分処分利益） | |
| 適用要件 | <p>以下の条件を全て満たす場合、「資本性質」とみなされ、課税対象外となる</p> <ul style="list-style-type: none"> 適格投資主体であること 適格投資先における適格持分の処分による所得 持分保有要件を満たしている（除外制度あり） | |
| 適格投資主体 および 適格投資先 | <ul style="list-style-type: none"> 法人（自然人を除く）または、パートナーシップ、信託、ファンド等独立財務帳簿の取り決めを実施している組織 香港居住者、香港域内の設立、上場企業を問わずすべての投資主体に適用される。ただし、保険会社は対象外 | |
| 適格所得 | <ul style="list-style-type: none"> 普通株式、優先株式、パートナーシップ持分等の持分（※）を処分することによって生じるオンショア処分利益 ※投資先企業の利益、資本または準備金に対する権利を有する持分であること。該当持分は適切な会計原則に基づいて資本とみなされて計上されるのが前提 以下の持分による所得は対象外となる <ul style="list-style-type: none"> 税務上売買用株式（Trading stock）とみなされる持分 不動産取引、不動産開発、不動産保有企業の非上場株式 | |
| 持分保有要件 | 要件 | <ul style="list-style-type: none"> 以下要件をすべて満たす場合免除可能となる <ol style="list-style-type: none"> 投資主体が持分処分の直前の連続 24 ヶ月にわたって該当持分を保有 投資先持分の最低 15%を保有（グループ救済措置あり） |
| | グループ救済措置 | <ul style="list-style-type: none"> グループ単位での所有持分としてみなすには以下要件をすべて満たす必要 <ol style="list-style-type: none"> 事業体 A は、事業体 B に対する直接または間接に 50%を超える受益権・議決権・議決権行使権利を持つことによってコントロールしている 第三の事業体が事業体 A と事業体 B の両方に対する直接または間接に 50%を超える受益権・議決権・議決権行使権利を持つことによってコントロールしている |
| | 長期保有による免除 | <ul style="list-style-type: none"> 長期保有持分を段階的処分し、残存割合が保有割合基準 15%未満となる場合、以下要件をすべて満たせば、持分保有要件を満たすものとみなす <ol style="list-style-type: none"> 残存持分を処分する前に、投資主体は投資先企業の保有持分の一部を処分したことあり 以前に一部処分した持分に関する処理は持分保有要件をクリア 残存持分処分は、以前の処分から 24 ヶ月以内に実施 |

⁴ 出所：[IRD : Onshore Gain on Disposal of Equity Interests – Tax Certainty Enhancement Scheme](#)

3. 税務局による事例紹介

i. 持分保有要件の適用(図 1)⁵

背景:

- 企業 A はコンサルティングサービス企業 B の 30%持分を 2022 年 1 月 1 日より保有
- 2024 年 1 月 1 日、企業 A は企業 B の 30%持分を売却し、その売却によりオンショア処分利益が生じた
- 企業 B の持分は、税務上取引用株式とみなされたことはない

税務局の見解:

- オンショアでの持分処分利益は本質的に資本とみなされることにより課税対象外となる

ii. 長期保有持分の段階的処分(図 2)⁶

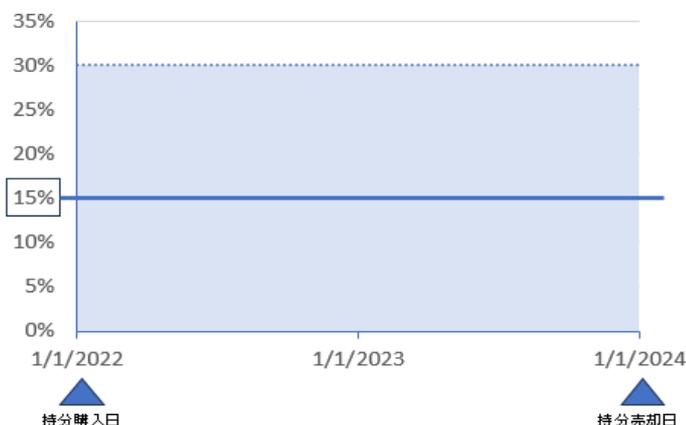
背景:

- 企業 A はコンサルティングサービス企業 B の 15%持分を 2022 年 1 月 1 日より保有、2023 年 1 月 1 日に 5%持分追加購入
- 2024 年 1 月 1 日、企業 A は企業 B の 5%持分を売却した(初回売却)
- 2024 年 7 月 1 日、企業 A と同グループの企業 Z が 5%持分を売却した
- 2025 年 7 月 1 日、企業 A はさらに企業 B の 3%持分を売却(2 回目売却)

税務局の見解:

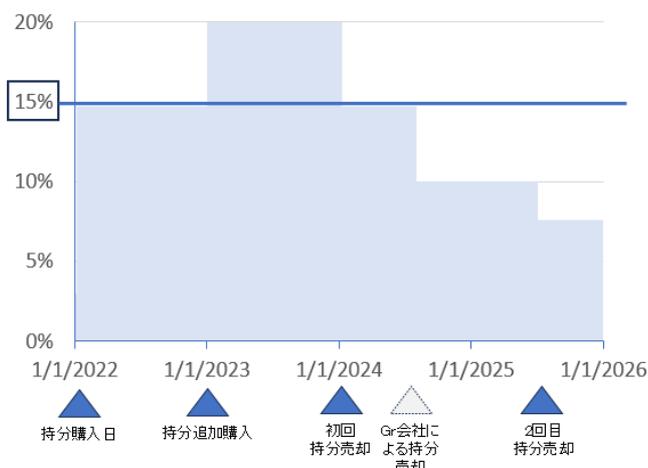
- 2024 年 1 月 1 日に企業 A が売却した 5%持分は 2022 年 1 月 1 日に購入したものとみなす。売却する直前の 24 ヶ月の連続期間を通じて 15%以上保有されているため、初回売却は持分保有条件を満たされる。よってオンショアでの持分処分利益は本質的に資本とみなされることにより課税対象外となる
- 2 回目売却する直前の保有割合は 15%未満で 10%であり持分保有要件には満たされない。ただし、以下の見解に基づいて 2 回目売却も本質的に資本とみなされることが可能
 - 初回売却は企業 A によって企業 B の持分を売却した
 - 初回売却は持分保有要件を満たしていたため、そこから生じたオンショアでの持分処分利益は本質的に資本とみなされることにより課税対象外となった
 - 初回売却は持分保有要件を満たした理由は、企業 B の 15%持分 24 ヶ月を通じて継続的に保有されたため
 - 2 回目売却は、初回売却後の 24 ヶ月以内に行われる

図 1: 持分保有要件の適用



(出所)IRD 資料より弊行香港法人営業部アドバイザー室作成

図 2: 長期保有持分の段階的処分



(出所)IRD 資料より弊行香港法人営業部アドバイザー室作成

⁵ IRD : Illustrative Examples の事例 1

⁶ IRD : Illustrative Examples の事例 4 と 5 の組合せ

4. まとめ

香港政府は国際金融センターとしての地位を維持するため、課税確実性向上スキーム制度の導入を通じて課税・徴収に対する透明性のレベルを引き上げる。同時に企業のコンプライアンスコストも削減し、香港での組織再編や拡大に関する資本取引活動を促進することが可能となる。香港は、似通った税制度を持つシンガポールとシンガポールと比較されることが多いが、今回の改正はシンガポールより有利な条件を意図的に提示していることが読み取れる。

シンガポールの類似制度⁷では、同様に資本性のある持分処分であるか判定するテストの免除を提供しているが、2027 年末までの期間限定となっている。要件としては連続 24 ヶ月かつ最低 20%持分の保有が求められる。一方、香港の制度は当面無期限に 15%というシンガポールより低い持分割合の基準を設定しようとしている。さらに、グループ単位で所有持分の算定が可能となることもシンガポールにない救済措置である。

この新しいスキームへの参加を希望する場合、関連条例施行後に生じたオンショア持分処分利益を法人税申告する際に、必要な情報を税務当局に提出することで参加可能となる。参加は義務付けられていないため、参加するか否かは企業が自由に選択できる。参加しない場合、もしくは要件をクリアしない場合でも、当局のトレードバッジ分析テストによる課税要否の判断が適用される。同様に、オンショア持分処分損失も現行のトレードバッジ分析が継続的に判断され、収益性のあるオンショア持分処分損失は税額控除の対象となり、資本性のあるものは税額控除の対象外となる。

その他の注目すべきポイントは、適格持分の段階的処分の免除制度により 2 年間の猶予期間が与えられる点である。初回の持分売却の際に適格取得できた場合、残存割合が 15%未満であっても、その後 2 年以内の売却益についても法人税免除が可能となる。さらに、猶予期間に 1 回以上の売却が行われる場合、最後の売却日から 2 年間は猶予期間として計算されることになる。なお、投資主体とそのグループ企業が同一の投資先企業の持分を異なる時期に取得した場合、持分保有比率は先入先出法 (First in, First Out) により計算されることに注意が必要。つまり、先に取得した持分から先に売却されるとみなされるため、売却時点での保有持分が保有期間 2 年以上かつ残存割合が 15%を超えていることが求められる。よって、複数回にわたって取得した持分の場合、売却時に 15%以上の保有基準を満たしていても売却分を 2 年連続で保有しているか確認する必要がある。

本制度について、香港政府は 2024 年 1 月 1 日からの施行を目指している。法案成立後、本制度は、2024 年 1 月 1 日以降に生まれるオンショア持分処分益に適用される予定だ。詳細については立法までに変更される可能性があるため、今後の動向を引き続き注視していきたい。

以上

⁷ Singapore Income Tax Act の Section 13Z

| | 発行日 | タイトル |
|--------------|------------|---|
| 2023 年第 16 号 | 2023/11/13 | 東莞－香港空港中心について |
| 2023 年第 15 号 | 2023/11/1 | 広東省における製造業を重点とする外資の投資拡大促進に関する措置 |
| 2023 年第 14 号 | 2023/10/30 | 香港 2023 年施政方針を発表「統治から振興へ」民生に利益をもたらす経済発展 |

当室が発行した過去のニュースフォーカスについて、以下のリンクよりご参照：

(日本語) https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/Archive_JPN.pdf

(英語) https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/Archive_ENG.pdf

- These materials have been prepared by MUFG Bank, Ltd. ("the Bank") for information only. The Bank does not make any representation or warranty as to the accuracy, completeness or correctness of the information contained in this material.
- Neither the information nor the opinion expressed herein constitute or are to be construed as an offer, solicitation, advice or recommendation to buy or sell deposits, securities, futures, options or any other financial or investment products. The Bank [MUFG Bank] is a licensed bank regulated by the Hong Kong Monetary Authority and registered with the Securities and Futures Commission to carry out Type 1 and Type 4 regulated activities in Hong Kong.
- All views herein (including any statements and forecasts) are subject to change without notice, its accuracy is not guaranteed; it may be incomplete or condensed and it may not contain all material information concerning the parties referred to in this material. None of the Bank, its head office, branches, subsidiaries and affiliates is under any obligation to update these materials.
- The information contained herein has been obtained from sources the Bank believed to be reliable but the Bank does not make any representation or warranty nor accept any responsibility or liability as to its accuracy, timeliness, suitability, completeness or correctness. Therefore, the inclusion of the valuations, opinions, estimates, forecasts, ratings or risk assessments described in this material is not to be relied upon as a representation and / or warranty by the Bank. The Bank, its head office, branches, subsidiaries and affiliates and the information providers accept no liability whatsoever for any direct or indirect loss or damage of any kind arising out of the use of all or any part of these materials.
- Historical performance does not guarantee future performance. Any forecast of performance is not necessarily indicative of future or likely performance of any product mentioned in this material.
- The Bank retains copyright to this material and no part of this material may be reproduced or re-distributed without the written permission of the Bank and the Bank, its head office, branches, subsidiaries or affiliates accepts no liability whatsoever to any third parties resulting from such distribution or re-distribution.
- The recipient should obtain separate independent professional, legal, financial, tax, investment or other advice, as appropriate.

Copyright 2023 MUFG Bank, Ltd. All rights reserved.